ひと、くらし、みらいのために
徳島労働局
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

報道関係者各位

令和７年３月３１日
【照会先】
徳島労働局職業安定部職業対策課
課　　長　　喜多　一之
課長補佐　　山下　正幸
地方障害者雇用担当官　堤　智恵
電話（０８８）６１１－５３８７

令和６年度　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく市町村の機関への適正実施勧告の実施について

○　市町村の機関については、障害者雇用促進法において、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、都道府県労働局長は、当該機関に対し適正実施を勧告することができるものとされています。

○　徳島労働局においては、令和６年１月１日から令和６年 12 月 31 日までを期間とする障害者採用計画※を作成した９機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、一定の改善が見られなかった２機関（石井町、牟岐町）に対して、適正実施を勧告しました。

＜参考＞

障害者雇用促進法では、市町村の機関に対し、常時勤務する職員の一定割合（※においては法定雇用率 2.8%）以上の障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない機関に対しては、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）をすることができるものとされています。

［障害者雇用促進法第 39 条第2項］

（表1）市町村の機関に対する指導の結果

a.雇用義務を達成した機関	4 機関
b.障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	3 機関
c.計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
d.勧告の対象となる機関	2 機関 （※）
合計	9 機関

引き続き法定雇用率達成に向けて指導を実施

※　石井町、牟岐町

市町村の機関に対する雇用率達成指導の流れ図

令和5年6月1日　**法定雇用率未達成**

↓

令和6年1月1日　**障害者採用計画の作成・実施**

↓

令和6年12月31日　**障害者採用計画の期間満了**

↓

令和7年3月　**適正実施勧告**

（計画の終期において基準（※）に該当する場合）

（※）適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。

② 計画期間の終期の実雇用率が当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

（参考）

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条　すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条　国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であって、警察官、自衛官その他政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であって政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況に通報等）

第三十九条　国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2　厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）　（抄）

（法第三十八第一項の政令で定める率）

第二条　法第三十八条第一項の政令で定める率は百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては、百分の二・五とする。

○　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）（抄）

（権限の委任）

第四十六条　法第三十九条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体の任命権者に係るもの並びに法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限は都道府県労働局長に委任する。

2～4 （略）